

## 愛川町町営住宅の管理に関する条例の一部改正にあたり、 パブリック・コメント手続を実施しなかった理由

愛川町町営住宅の管理に関する条例の一部改正については、愛川町自治基本条例第19条第1項第1号イに規定する「町民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例」であり、パブリック・コメント手続の対象となる条例であります。

今回の条例改正については、平成23年5月2日付で公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、公営住宅法（以下法という。）が改正され、これまで政令等により全国一律に規定されていた入居資格について、平成24年4月1日からは事業主体である市町村の条例で定めることとなったため、条例改正を行うものであります。

しかしながら、法改正に伴う法施行令を改正する政令及び法施行規則を改正する省令の公布日が平成23年12月26日であったことから、愛川町自治基本条例第19条第2項第4号（迅速もしくは緊急を要するもの）の規定により、パブリック・コメント手続を実施しないこととし、同項後段に規定する実施しなかった理由をお知らせするものです。